

## 第 1 章 基本的事項

---

## 第1節

# 計画策定の趣旨

本市では、旧島田市において平成13年に環境の保全及び創造に関する基本理念を示した「島田市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成15年3月に「第1次島田市環境基本計画」を策定しました。その後、市町合併や富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の供用開始などの社会情勢、環境の変化などを踏まえ、平成25年3月に第2次島田市環境基本計画を、平成31年3月に、第2次環境基本計画（後期基本計画）を策定しました。

環境保全に関しては、これまでの取組には一定の進展があったものの、地球の深刻化、荒廃農地の増加、環境保全活動の担い手の不足等の問題が見られます。これらの問題の解決のためには、美しい自然等の地域資源を最大限に活用することが重要です。そして、地産地消、再生可能エネルギー\*導入等を通じて、地域資源を循環させる自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあうという「地域循環共生圏」の考え方に即して、地域の課題に対してあらゆる政策分野から総合的に解決を図ることが大切です。

環境を取り巻く社会情勢は変化し続けています。2015（平成27）年の国連サミットでSDGs（持続可能な開発目標）を含む「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030（令和12）年までの15年間で世界が達成すべきゴールが示されました。

また、同年のCOP21（第21回締約国会議）でのパリ協定の採択により、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）の達成を目指すことが定められました。なお、2021（令和3）年のCOP26（第26回締約国会議）では、グラスゴー気候合意として、今世紀半ばのカーボンニュートラルの達成及びその経過点である2030（令和12）年に向けて野心的な気候変動対策に取り組んでいくことが合意されました。

生物多様性については、2021（令和3）年から翌年にかけて、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）が開催され、昆明・モンテリオール生物多様性枠組が採択されました。

以上のような環境を取り巻く近年の社会情勢を踏まえ、本市における市民・事業者・行政の取組やこれらが連携・協働した取組などの各主体の進むべき方向と、ゼロカーボンシティの実現に向けた仕組みづくりの方向を示すため、第3次島田市環境基本計画（以下、本計画）を策定します。

## 第2節

# 基本的事項

### 1 計画の目的と位置付け

本計画は、島田市環境基本条例第7条に基づいて策定する計画で、市民・事業者・行政それぞれが担うべき役割を明らかにし、相互に協働しながら取組を推進することを目的としています。

また、「第2次島田市総合計画」（平成30年度～令和7年度）の基本構想に掲げられている将来像「笑顔あふれる 安心のまち 島田」を実現するために、環境面から施策を推進する役割を担っています。

なお、本計画では、地球温暖化対策を積極的かつ効率的に推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」を含むものとして位置付けます。

本市が進めていく各種計画や事業などについては、各主体が相互に連携を図りながら推進していきますが、環境の分野においては本計画の方向性を尊重していきます。

なお、国や県の環境施策の動向にも配慮するとともに、本市が国や県、その他の自治体などとの連携を図りながら進めていく施策や事業の方針についても示すものとします。

（参考）島田市環境基本条例より環境基本計画に関する事項の抜粋

（環境基本計画）

第7条 市長は、循環、共生及び参加を基本とした社会の構築を目指し、すべての市民が一体となって地球的規模の環境問題を地域から解決していくための施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（2） 環境の保全及び創造のために、すべての市民が実践しなければならない具体的な事項

（3） 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

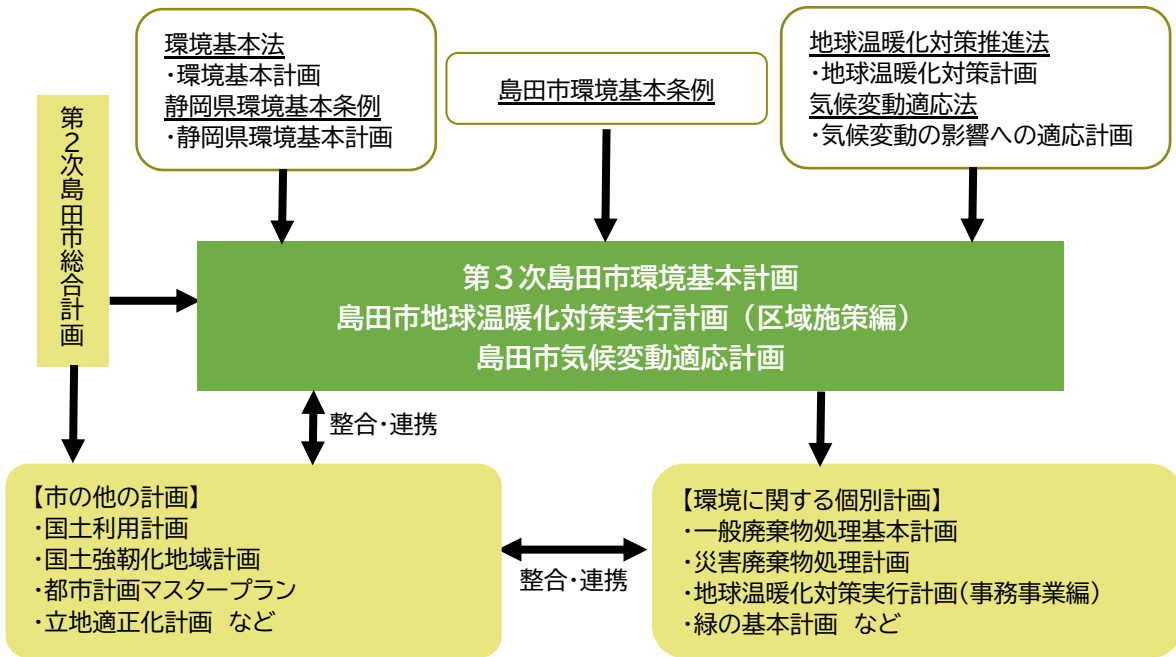
3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を尊重し、これを環境基本計画に反映させなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、島田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## ■環境行政の枠組



## 2 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、5年を目処に見直しを行います。ただし、「目指すべき将来像」は2050年の姿として設定します。

また、同時に策定する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、2030（令和12）年度を目標年度とします。

### 3 計画策定の背景

#### (1) 近年の世界・国の動向

##### ①SDGs（持続可能な開発目標）の採択

2015年9月の国連サミットにおいて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。持続可能な社会の実現に向けた2030年までを目標に、世界全体の経済・社会・環境を調和させる取組として、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられています。

2016年には国が「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンとして掲げています。SDGsの17のゴールを目指す動きは、地方公共団体や事業者などにも広がっています。



##### ②地球温暖化対策の国際的な取り決め「パリ協定」の発効

2015年にパリで開かれた「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」では、世界の196か国・地域が合意して、地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、2016年11月4日に発効し、日本も同月の8日に批准しました。

パリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をすることとし、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）にすることを目指しています。

### ③温室効果ガス排出量 2050 年実質ゼロ（カーボンニュートラル）の表明

国では、パリ協定や IPCC1.5℃特別報告書を受け、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげるとする考えの下、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指すこととしました。令和 3 年、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律により、2050 年カーボンニュートラルを基本理念として法定化し、これにより、中期目標の達成にとどまらず、脱炭素社会の実現に向け、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させることとなりました。

加えて、2050 年目標と整合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46% 削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしています。経済と環境の好循環を生み出し、2030 年度の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進める方針としています。

### ④多発する自然災害

近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。近年においても台風や豪雨による災害、猛暑に見舞われており、これらは、多くの犠牲者をもたらす、国民の生活、社会、経済に多大な被害を与えています。令和 3 年 8 月には「線状降水帯」\*の発生による記録的な大雨で西日本から東日本の広い範囲で被害が見られました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### ⑤新型コロナウイルス感染症の拡大と新しい生活様式の展開

2019（令和元）年 12 月に中国で最初に確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）\*は、2020（令和 2）年から世界各地で流行拡大が見られ、世界保健機構（WHO）は同年 3 月にパンデミック（世界的な大流行）を表明しました。国内においても、同年 1 月に国内初の感染者が確認され、4 月には 7 都道府県に緊急事態宣言が発出され、人々の行動や経済活動に制限が課せられました。

こうした新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う甚大な影響は、人々の生命や健康を脅かし、日常生活のみならず、経済・社会全体のあり方、さらには人々の行動様式・意識など多方面に波及しつつあり、「三密（密閉、密集、密接）」を避ける行動の徹底、在宅勤務をはじめとするテレワーク\*の推進など、感染防止に向けて新しい生活様式の普及が進んでいます。

今後の展開を予測することは困難な状況ですが、新しい生活様式の定着により、感染拡大防止と経済活動との両立を図っている現状です。

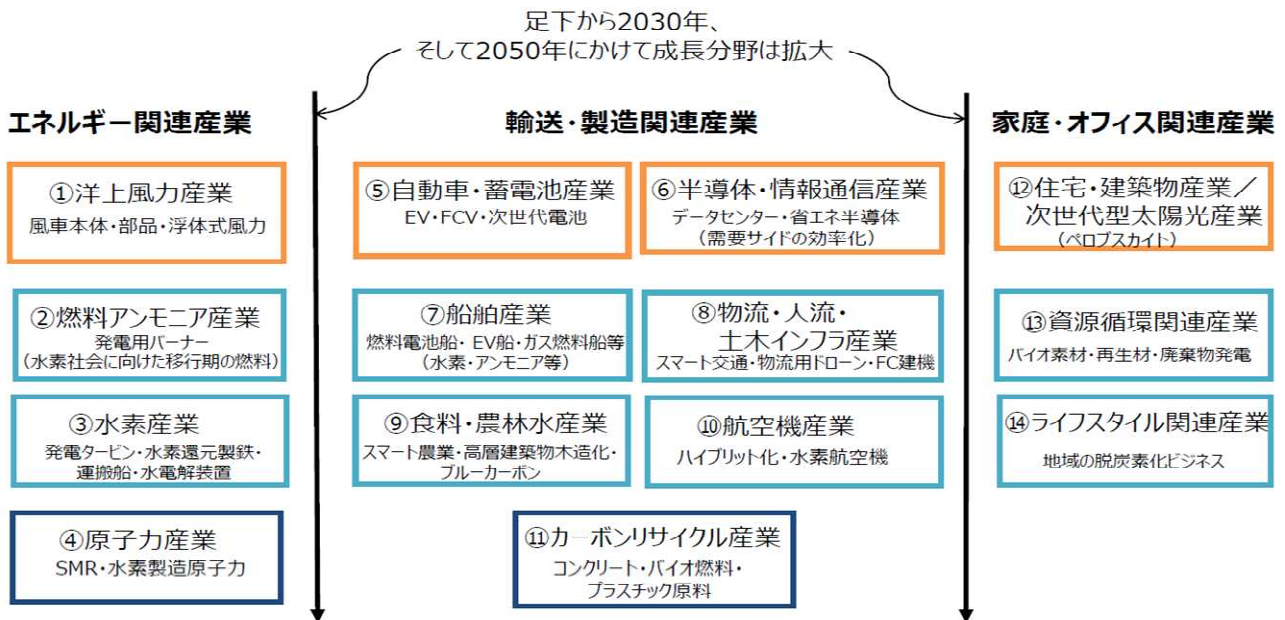
## ⑥2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

国では「2050年カーボンニュートラル」を宣言したことに伴い、地球温暖化への対応を、これまでの「経済成長の制約やコストとする時代」から、「成長の機会へと捉える時代」へと切り替え、従来の発想を転換し、積極的に対策を行うことが、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長に繋がっていくという「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策として「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を令和2年12月に策定しています。

2050年カーボンニュートラルに向けた道筋として、電力部門では脱炭素電源の拡大、非電力部門（産業・民生・運輸部門（燃料利用・熱利用））においては、脱炭素化された電力による電化、水素化、合成燃料等を通じた脱炭素化を進めることが必要としています。こうした電源や燃料の転換を行ってもなお排出される二酸化炭素については、植林などで実質ゼロを実現していくこととしています。

また、グリーン成長戦略では、2050年カーボンニュートラルを実現する上で不可欠な14の重点分野ごとに、年限を明確化した目標、研究開発・実証、規制改革・標準化などの制度整備、国際連携などを盛り込んだ「実行計画」を策定し、合わせて2050年までの工程表を提示しています。

### ■グリーン成長の重点14分野



出典：2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

## ⑦グリーンリカバリー・ESG投資の拡大

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による経済の落ち込みからの経済復興にあたり、気候危機、環境対策に重点を置き、持続可能な社会の再構築を目指す「グリーンリカバリー」の考え方が広まっています。EUでは、2020年7月にEU首脳会議で創設が合意された欧州復興基金により、調達する資金を2050年までにEU域内の温室効果ガス排出をゼロにする「欧州グリーンディール」等EUの長期的政策の推進を通じた復興支援に充てることで、短期的危機に対応しつつ、気候中立といった長期的目標の達成にも寄与させようとしています。

グリーンリカバリーに見られるように、今日の世界の経済・金融界における潮流は、利益だけでなく、気候変動をはじめとした環境性、社会性を重視する傾向にあり、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の要素を考慮する「ESG投資」が拡大しています。環境課題や社会問題に

貢献する事業の推進がビジネスになるという考え方が広がり、「環境・経済の両立」を目指すという基本認識が国際的に普及しつつあります。

## ⑧海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定

ポイ捨てなど適切な処分がされないことにより、海に流されたペットボトルやレジ袋などが海洋汚染や生態系に大きな影響を及ぼし、世界中で大きな問題となっています。そのため、国は、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2030（令和12）年までに、使い捨てのプラスチック（容器包装など）をこれまでの努力も含めた累積で25%削減する目標を掲げています。

また、同年には「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収・適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄及び非意図的な海洋流出の防止、海洋流出しても影響の少ない素材（海洋生分解性プラスチック、紙等）の開発等の取組を掲げました。

## ⑨食品ロスの削減の推進に関する法律の公布

まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう「食品ロス」の問題に注目が集まっています。日本全体では、令和元年度に約570万トン（家庭から約261万トン、事業者から約309万トン）の食品ロスが発生したと推計されています。この食品ロスを削減するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月に施行され、食べ残しの削減、フードバンク\*の活用などの取組が進められています。

## ⑩生物多様性と環境省レッドリスト2020

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことを言います。生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画として、2010（平成22）年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された「愛知目標」\*に基づく「生物多様性国家戦略2012-2020」（2012（平成24）年9月に閣議決定）が推進されてきました。2021（令和3）年からは、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）として、第1部が2021（令和3）年10月に中国・昆明市にて開催され、生物多様性を回復への道筋に乗せることなどを強調した昆明宣言が採択されました。第2部は、2022（令和4）年12月にカナダ・モントリオール市で開催され、昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択されました。

並行して国内では、2020（令和2）年から次期戦略策定に向けた取組が進められており、2021（令和3）年7月に「次期生物多様性国家戦略研究会」からの提言として「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が取りまとめられました。この中では「保護地域外の保全（OECM）や絶滅危惧種以外の種（普通種）の保全による、国土全体の生態系の健全性の確保」「気候変動を含めた社会的課題への自然を活用した解決策（NbS）の適用」「生物多様性損失の間接要因となる社会経済活動への対応として、ビジネスやライフスタイル等の社会経済のあり方の変革」「次期生物多様性国家戦略の構造・目標・指標を大幅に見直して、目標の達成状況の明確化と多様な主体の行動を促す。」が2030年までに取り組むべきポイントとして示されています。

令和2年3月に公表された環境省レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）によると、我が国の絶滅危惧種は3,716種となっており、平成29年の海洋生物レッドリストにおける56種を加えると、総数は3,772種となりました。



## ①Society5.0 に向けたA I、I o T等の技術革新

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来社会は「Society5.0」と言われています。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、国の第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

Society5.0 を実現するための方策の一つとして、デジタルトランスフォーメーション（DX）が挙げられており、業務の効率化やイノベーションによる環境技術の革新、防災対策の充実などが期待されます。

### ■Society5.0 のイメージ



出典：内閣府

## (2) 島田市の動向

### ①ゼロカーボンシティの表明

令和3年3月30日、本市では、脱炭素社会の実現に向けた取組を進め、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

## 島田市「ゼロカーボンシティ」表明

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、世界規模で、自然災害が頻発、激甚化しています。

こうした気候変動は、私たちの生命や財産をおびやかすだけでなく、自然環境や生態系への悪影響など、もはや人類だけでなく、全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言うべき、極めて深刻な事態となっています。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が、国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、この目標を達成するためには、「2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすることが必要」とされております。

島田市においても、本市が将来の望ましい環境像として掲げる「大井川が育む みどり豊かな自然と共生する資源循環型のまちしまだ」の実現と、かけがえのない私達の故郷を未来の世代につないでいくため、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指し、市民や事業者等と一体となって脱炭素社会の実現に向けて取り組むことを表明いたします。

令和3年3月30日

島田市長 染谷絹代

## ②第2次島田市総合計画後期基本計画の策定

島田市では、真に豊かな暮らしを実現していくための指針であり、描くまちの姿とその実現のための新たな方策を位置付ける「第2次島田市総合計画」（以下「第2次総合計画」という）を策定し、その実現に向け取り組んできました。

令和4年3月、前期基本計画（平成30年度～令和3年度）を引き継ぐ後期基本計画（令和4年度～令和7年度）を策定しました。第2次総合計画で掲げる「選択と集中」による質的成長を重視しつつ、前期基本計画の評価や課題、今後の社会状況の変化などを踏まえた魅力あるまちづくりを実現する施策や、市民が島田市に対する誇りや愛着をより深めることができる施策を盛り込み、基本構想に掲げる将来像「笑顔あふれる 安心のまち 島田」の実現に向けて取り組むものとなっています。

また、後期基本計画では、豊かで持続可能な社会をつくり、島田市を次の世代につなげるため、総合計画の計画期間にはとどまらない長期的な視点に立った、市民・事業者・行政が一緒に考え、行動するための指針「未来につなぐ3大戦略」を定めています。

### ■未来につなぐ3大戦略

#### 1. 循環型社会 今あるものを大切に、豊かなまちであり続けます

ペットボトルのような回収資源だけでなく、空き家や公共施設などのまちのストック、さらには当市の誇る自然や歴史、文化に至るまですべてはこのまちの資源です。今ある資源を大切に循環させて使い続けることで、まちの持続的な発展を図ります。

（取組の方針）

- ①エネルギーの地産地消・省エネを推進します。
- ②可能な限り資源を地域内で循環させることで経済の好循環を生み出します。
- ③再生産可能な資源である木材の積極的な活用を推進し、「育て・使い・また育てる」の林業のサイクルを回していきます。
- ④空き家や公共施設などのまちのストックを有効に活用し、まちの活力につなげます。
- ⑤歴史や文化といったこのまちの誇る地域資源を未来に残していきます。

#### 2. 縮充 選択と集中で、暮らしの満足度を高めます

人口減少が進むことにより、投資できる財（ヒト・カネ）は徐々に限られてきます。そのような中であっても、真に必要な施策・事業に資源を集中させ、「量」から「質」への転換を図ることで、このまちに暮らす市民の満足度を高めます。

（取組の方針）

- ①当市の特徴を磨き上げ、個性あるオンリーワンのまちを目指します。
- ②まちづくりは市民の手の中にあるという意識を醸成し、市民とともに暮らしの満足度を高めます。
- ③拠点に集まり効率的に豊かに暮らす「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づいたまちづくりを進めます。
- ④行政経営の効率化を進めるために、市民・事業者との対話を踏まえ、事業のスクラップ&ビルドを行います。

### 3. DX デジタルの力で、暮らしを便利に変えていきます

国が描く Society5.0 で実現する社会の姿を見据え、「島田市デジタル変革宣言」で掲げた「市民サービス」、「地域・産業」、「行政経営」の各分野において、デジタルシフトを進めることで、「誰もがデジタル技術を活用し、安心して快適に暮らせる新しい社会」をつくります。

(取組の方針)

- ①行政サービス、教育分野、医療分野などにおいてデジタル技術を活用し、市民生活の利便性を向上します。
- ②誰もがデジタルの恩恵を受けられるように、世代や地域による格差の解消を図ります。
- ③商工業や農業、観光などあらゆる分野の産業DXを支援します。
- ④業務のデジタル化の推進や多種多様なデータを活用した市民サービスの提供など行政経営をスマートにします。

■智満寺の十本スギ(国指定文化財 天然記念物)

